

美里町農業委員会委員の任命に関する規則をここに公布する。

平成 29 年 9 月 22 日

美里町長 相 澤 清 一

美里町規則第 12 号

美里町農業委員会委員の任命に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美里町農業委員会委員（以下「委員」という。）の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(推薦及び募集の方法)

第 3 条 法第 9 条の規定に基づき、委員として任命する候補者の推薦及び募集の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般推薦（個人 2 人以上による推薦をいう。）

(2) 法人その他の団体からの推薦

(3) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第 4 条 委員の候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、かつ、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 美里町に住所を有する者。ただし、職務を適切に執行できると認められる者は、この限りでない。

(2) 美里町の一般職の職員、議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員及び行政区長でない者

(3) 美里町暴力団排除条例（平成 24 年美里町条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しない者

(4) 法第 8 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者

(推薦及び募集の周知方法等)

第 5 条 委員の候補者の推薦及び募集は、次に掲げる方法により周知するものとする。

(1) 町の広報紙及びホームページへの掲載

(2) その他町長が適当と認める方法

- 2 推薦及び募集の期間(以下「募集期間」という。)は、1か月間とする。ただし、推薦され、又は応募した者の数が美里町農業委員会委員の定数を定める条例(平成29年美里町条例第23号)に規定する定数(以下「定数」という。)に満たないときは、町長は募集期間を延長することができる。

(推薦及び応募の手續)

第6条 第3条の規定により推薦又は応募をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 第3条第1号の規定による推薦 美里町農業委員会委員候補者推薦書
(一般推薦)(様式第1号)

(2) 第3条第2号の規定による推薦 美里町農業委員会委員候補者推薦書
(団体推薦)(様式第2号)

(3) 第3条第3号の規定による応募 美里町農業委員会委員候補者応募届
出書(様式第3号)

(推薦及び応募の状況の公表等)

第7条 町長は、委員の候補者の推薦及び応募の状況について、募集期間の中間及び終了後に、町のホームページへの掲載その他適当と認められる方法により公表するものとする。

(選考委員会への諮問)

第8条 町長は、募集期間の終了後、委員の候補者の選考について、美里町農業委員会委員候補者選考委員会(美里町農業委員会委員候補者選考委員会条例(平成29年美里町条例第24号)に基づく美里町農業委員会委員候補者選考委員会をいう。以下「選考委員会」という。)に諮問するものとする。

(候補者の決定)

第9条 町長は、選考委員会の答申に基づき、委員の候補者を決定するものとする。

- 2 前項の規定により候補者として決定した者の数が定数に満たないときは、町長は、再度、推薦及び募集を行うことができる。

- 3 第5条第1項及び第2項本文の規定は、前項に規定する推薦及び募集について準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)
- 2 美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則 (平成 2 5 年美里町規則第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 農業委員会事務局長の項を次のように改める。

農業委員会 事務局長	1 予算要求に関すること。 2 歳入歳出外現金に関すること。 3 国庫支出金及び県支出金の申請、調査及び報告に関すること。 4 歳入の徴収、配当を受けた歳出予算の執行及び債務負担行為に基づく事務に関すること。 5 農業委員会委員の任命に関すること。 6 美里町農業委員会委員候補者選考委員会の組織及び運営に関すること。
---------------	---